

# 児童扶養手当制度について

## 児童扶養手当とは？

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 手当額(月額)は？

受給資格者(父または母等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

手当を受ける人の所得が一定の額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、扶養義務者(同居の直系血族及び兄弟姉妹)等の所得による所得制限もあります。

### ○子ども1人の場合

全部支給：43,070円

一部支給：10,160円～43,060円

### ○子ども2人の場合

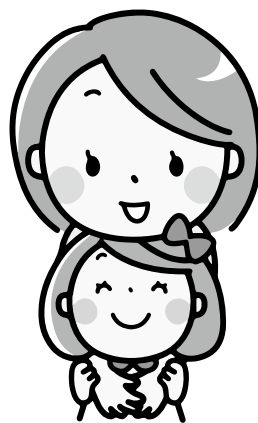
全部支給：53,240円

一部支給：15,250円～53,220円

### ○子ども3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給：6,100円

一部支給：3,050円～6,090円



## 手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、子ども家庭課相談支援係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 相談支援係 ☎569137

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮しの店  **海老原善次商店**

商品1個から配達します。プレミアム商品券使えます。 ☎ 0285-56-2065

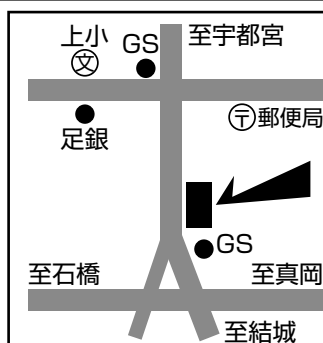
ギャラリー & 多目的スペース

**やねうら**

ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。



上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>



# 春の火災予防運動

## 3月1日～7日

本町はサイレンを午後6時に鳴らします。  
下野市・壬生町は防災情報伝達システム等による屋外拡声器で随時お知らせします。

### 住宅用火災警報器は設置していますか？

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により**すべての住宅に設置が義務**付けられています。**寝室**や**階段**の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。



住宅用火災警報器には寿命があります。  
取り替えの目安は10年です。  
あなたのご家庭では大丈夫ですか？



第42回石橋地区少年消防クラブ防火標語展 《春季最優秀作品》

### 火は消した？ 思ったあなたが 責任者

上三川町立上三川中学校 2年 <sup>すすき</sup>鈴木 <sup>あつと</sup>篤人さん



### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



政府広報オンラインより引用

消防・災害メールは  
こちらのQRコードから  
登録できます。



下野市・壬生町・上三川町  
石橋地区消防団連絡協議会  
石橋地区危険物保安協会  
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会



### 火災と救急・救助は「119番」



▶問い合わせ先＝総務課 防災係 ☎569115  
石橋地区消防組合消防本部 通信指令課 ☎531119

## 岡村そろばん教室

全国あんざんコンクール宇都宮大会  
金賞3名受賞

☎080-5094-8881

### 小・中硬筆と書道

月3回

入学金：3,500円  
月謝：3,500円  
水曜日  
18:00～19:00  
19:30～20:30

### そろばん教室

入学金：7,500円  
月謝：7,500円  
{ 16:00～17:00  
(月・水・木) 17:00～18:00  
18:00～19:00  
{ 11:00～14:00  
(土曜日)  
週2回以上

### 2022年11月 そろばん宇都宮大会

小学1年生以下の部  
**優勝**  
小学生の部 団体  
**第3位**



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。